

【資料5-2】

第5期障がい福祉計画について

平成29年3月27日
新潟市福祉部
障がい福祉課

1. 計画の位置付け等

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、[基本指針](#)に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保
その他[この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画](#)
(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、[基本指針](#)に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援
の提供体制の確保その他[障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画](#)
(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を
定めるものとする。

1. 計画の位置付け等

障害者総合支援法第88条第10項

障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

2

1. 計画の位置付け等

障害者総合支援法第88条第9項

市町村は、**第89条の3第1項に規定する協議会**を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

3

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3か月 69%、入院後6か月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

2. 計画年度

期	計画年度
第1期	平成18～20年度
第2期	平成21～23年度
第3期	平成24～26年度
第4期	平成27～29年度
第5期	平成30～32年度

3. 今後のスケジュール等

年月	内容	備考
平成29年3月	国の基本指針告示（予定）	
平成29年5月	アンケート調査票発送	7月報告書完成
平成29年8月	現行計画の振り返り 計画案検討（1回目）	
平成29年10月	計画案検討（2回目） 地域自立支援協議会で検討	
平成29年11月	計画案検討（3回目）	
平成29年12月	市議会委員協議会報告 パブリックコメント	
平成30年2月	パブリックコメントの報告 計画の承認・完成	
平成30年3月	社会福祉審議会、地域自立支援協議会、 精神保健福祉協議会に報告	

6